

件名	松前町放課後児童クラブ管理規則の一部を改正する規則
主管課	子育て・健康課
関係課	なし
改正対象	松前町放課後児童クラブ管理規則（平成 29 年松前町規則第 19 号）
根拠法令等	
改正理由	新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 2 年度中の小学校の夏季休業日が令和 2 年 8 月 1 日（土）から同月 23 日（日）までに短縮されたことに伴い、放課後児童クラブの全日開所日も短縮され 12 日間となるため、令和 2 年度における夏季加算の額の見直しを行う。
改正の主な内容	附則に令和 2 年度における夏季加算の特例の規定を設け、その額を 2,600 円とする。
施行日	令和 2 年 7 月 1 日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>7 月は夏季休業日でないため、加算しない。</p> <p>令和 2 年 8 月全てが夏季休業日であれば全日開所は、18 日間であったが、夏季休業日が短縮されたため、全日開所日は 12 日間。日割りすると 2,600 円の加算となる。</p> <p><math>4,000 \text{ 円} \div 18 \text{ 日間} \approx 222 \text{ 円}</math>（1 日当たり）<math>222 \text{ 円} \times 12 \text{ 日間} \approx 2,600 \text{ 円}</math></p>	